

# 令和8年度「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動に係る委託業務企画提案募集要項

## 1 運動の趣旨

7月1日から8月31日までの間、「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動を展開し、家庭・学校・地域社会・関係機関が緊密に連携し、県民挙げての青少年の非行防止・健全育成に取り組む気運の醸成を図る。

## 2 業務の概要

- (1) 業務名  
令和8年度「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動に係る委託業務
- (2) 業務内容  
委託業務仕様書のとおり
- (3) 委託期間  
契約締結の日から令和8年10月31日まで
- (4) 委託費用の上限  
730千円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 委託先選定方法  
公募型プロポーザルにより、予算の範囲内で1件を採択する。

## 3 参加要件

次の全ての要件を満たす法人又は法人以外の団体であって、委託業務を的確に遂行する能力を有する者とする。

- (1) 徳島県内に本店、本部、又は支店、支部等を有していること。
- (2) 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者
- (5) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者
- (6) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (7) 次のアからエまでのいずれかに該当する者でないこと。
  - ア 民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている

者（同法に基づき更生手続開始の申立をされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

ウ 破産法（平成16年法律第75条）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

エ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統治下にある団体でないこと。

(9) 特定の政治活動や宗教活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

#### 4 プロポーザルへの参加及び企画提案について

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 企画提案参加申込書の提出

① 提出書類

企画提案参加申込書（様式1）

② 提出期限

令和8年4月27日（月）正午（必着）

③ 提出方法

持参、郵送又は電子メール。郵送および電子メールの場合は、送付した旨を電話で連絡すること。

(2) 企画提案書の提出

① 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

※提案書には、講師選定理由等を示し、チラシ案を添付すること。

イ 見積書（任意様式）

※講師謝金、旅費、人件費、印刷費、通信費、消耗品費、会議費（お茶代）等、本事業を実施するために必要な経費を計上するとともに、積算内訳も示すこと。

ウ 組織概要書（様式2）

エ 業務実績書（様式3）

② 提出部数

6部

③ 提出期限

令和8年5月13日（水）正午（必着）

④ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明）とする。郵送の場合は、送付した旨の電話連絡をすること。

(3) その他

・企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

・提出された書類は返却しない。

・提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

## 5 選定方法

### (1) 企画提案の審査

県が設置する選定委員会において、提出書類の審査を行い、最優秀提出者を選定する。提案者が一者であった場合は、企画提案書の適否を評価する。選定委員会は非公表とし、評価内容に関する質問や異議は受け付けない。

### (2) 審査の観点

- ・講師等推進大会の内容について
- ・印刷物等のデザインについて
- ・類似業務の実績等実施体制について
- ・経費の妥当性

### (3) 審査結果の通知

審査結果については、提案者宛に書面により通知する。

## 6 質疑応答

### (1) 質問の受付期間

令和8年4月22日（水）正午まで（必着）

### (2) 質問の提出方法

当該公募に係る質問は、電子メールにより提出すること。ただし、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

メールアドレス： danjosankakuseisyounenka@pref.tokushima.lg.jp

電話番号： 088-621-2204

### (3) 質問の内容

原則として、当該業務に係る条件や応募手続に関する事項に限るものとし、他の事業者の提案書提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。

### (4) 質問に対する回答

質問のあった全ての者に対し、電子メールにより回答を送付する。

## 7 契約について

### (1) 公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会で選定された者と協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容変更も含まれる。

### (2) (1)の協議が不調の時は、選定委員会で順位付けられた上位提案者から順に契約締結の協議を行う。

### (3) 契約保証金は免除する。

## 8 スケジュール

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| (1) 公募開始          | 令和8年4月15日（水）   |
| (2) 質問受付期限        | 令和8年4月22日（水）正午 |
| (3) 企画提案参加申込書提出期限 | 令和8年4月27日（月）正午 |
| (4) 企画提案書提出期限     | 令和8年5月13日（水）正午 |
| (5) 選定委員会         | 令和8年5月下旬を予定    |
| (6) 契約締結（業務開始）    | 令和8年6月上旬を予定    |

## 9 問合せ先及び書類提出先

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県こども未来部男女参画・青少年課

青少年育成担当

電話： 088-621-2204

FAX： 088-621-2843

メール： [danjosankakuseisyounenka@pref.tokushima.lg.jp](mailto:danjosankakuseisyounenka@pref.tokushima.lg.jp)